

ケア工房 野の花のサービス内容と運営について

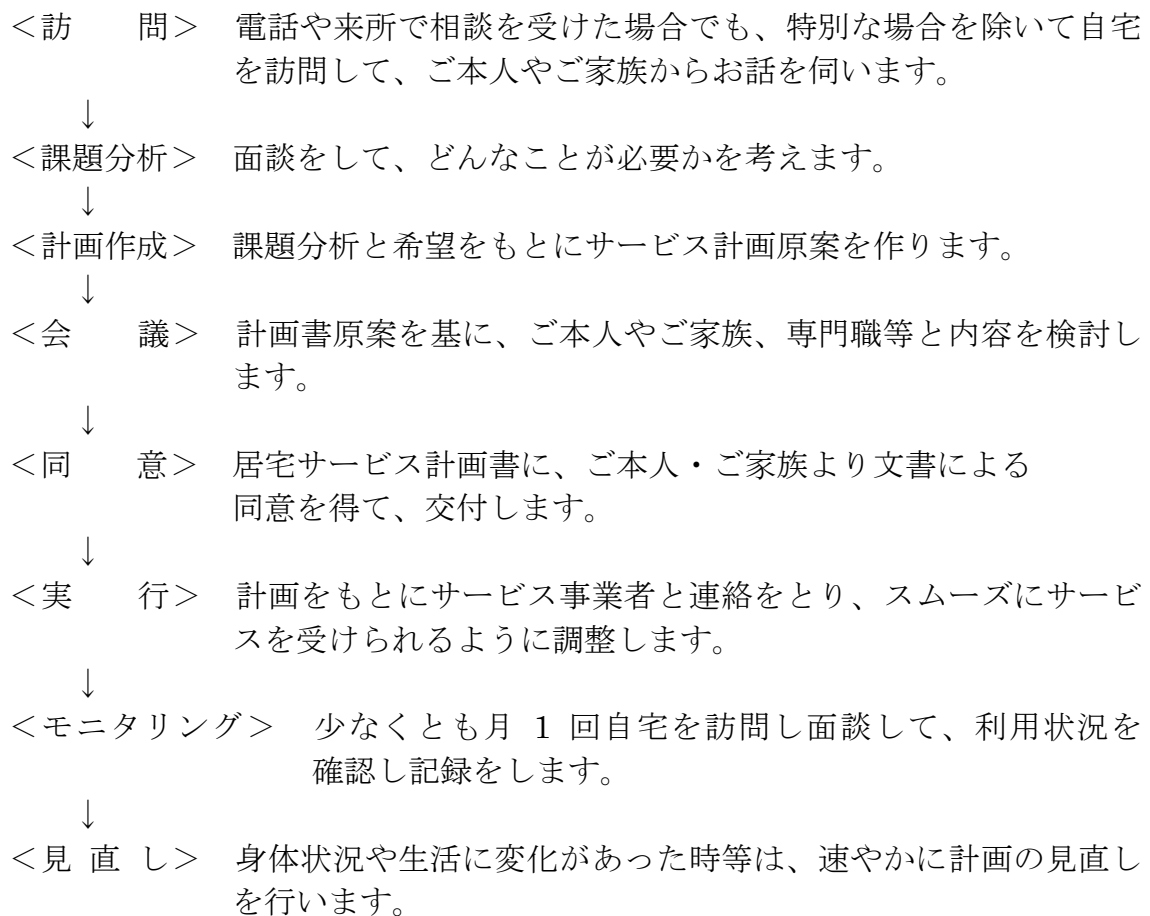
(重要事項説明書)

事業所名 医療法人社団洋精会 ケア工房 野の花
代表者名 上原 文香
住所 栃木県宇都宮市星が丘 1 丁目 7 番 38 号
(医療法人社団洋精会 沼尾病院内)
サービスの種類 居宅介護支援事業者
電話番号 028-622-6712
指定年月日 平成 11 年 10 月 1 日
事業者番号 0970100244

1. 私達の仕事

医療法人社団洋精会 ケア工房 野の花 (以下 ケア工房 野の花) が提供する居宅介護支援サービスは、以下の通りです。

(1) 居宅サービスの作成



(2) 要介護認定の申請、変更の代行

(3) 社会資源情報の提供

(4) 給付管理表の作成・提出

＊毎月、サービスの利用状況をチェックして国民健康保険団体連合会へ提出します。

＊居宅介護支援の提供にあたって

- ・心や体の様子、生活の状況を把握し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となるように適切にサービスを提供します。
- ・ご本人またはご家族の了解を得て、主治医等にご意見をお尋ねすることがあります。
- ・入院された際には、医療機関との連携強化のため、入院先医療機関の担当者へ担当介護支援専門員の氏名をお伝えください。
- ・サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・当該事業所をサービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前 6 か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合を別紙にて説明します。
- ・利用サービスに改善が必要な時は、ご本人の立場に立って、連絡や調整を行います。
- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。分からないことがありましたら、ご遠慮なく質問して下さい。
- ・ターミナルケアマネジメント実施の体制があります。実施の際には別紙の内容について説明し、同意を得ます。

2. ケア工房 野の花の職員

- (1) 担当する介護支援専門員は（ ）です。
- (2) ケア工房 野の花には、管理者（主任介護支援専門員）と常勤専従職員が 2 名以上います。
- (3) ケア工房 野の花の監督責任者は管理者・高橋良子です。
苦情等がありましたらご遠慮なくご連絡下さい。

3. 担当職員の変更

いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。ケア工房 野の花は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前に了解を得ます。

4. 営業時間と営業日

営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分です。日曜日と祝日、土曜日の午後はお休みです。お盆と年末年始は沼尾病院の営業日に準じます。

連絡体制: 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制をとっています。

5. 利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。
ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき規定料金をお支払いいただき、ケア工房 野の花からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書および領収書を後日宇都宮市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

サービス実施地域である宇都宮市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費をいただく事があります。

(3) その他

記録のコピー費用等を別途いただくことがあります。

6. キャンセル料

サービスをキャンセルした場合には、交通費等実費につきご精算いただくことがあります。

7. サービス提供実施地域

宇都宮市

8. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

9. 苦情があるときは

サービスについての苦情は、下記のところでお受けします。

ケア工房 野の花

電話 028-622-6712

FAX 028-622-2598

電子メール k-white@numaog.or.jp

宇都宮市役所高齢福祉課

電話 028-632-2906

(8:30~17:00)

FAX 028-632-3040

栃木県国民健康保険団体連合会

電話 028-643-2220

(8:30~17:00)

FAX 028-643-5411

10. 個人情報保護の取り扱い

ケア工房 野の花が、仕事上知ることになったご本人ご家族の個人情報については、正当な理由なしに漏らすことはありません。居宅サービス事業者への紹介やサービス担当者の会議などで個人情報をを用いる場合は、ご本人やご家族の同意を、文書をもって得ることをお約束します。